4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本公告に示した入札参加資格を持たない者の行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　落札者の決定方法　入札説明書による。

⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。

5　Summary

⑴　Official in charge of contract : Ito Tetsuya, General Manager, Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association.

⑵　Classification of the services to be procured : 75

⑶　Nature and Quantity of the services to be required : Cleaning services of office space in Japan Racing Association Shimbashi annex.

⑷　Fulfillment period : From 1st January 2023 through 31st December 2023

⑸　Fulfillment place : Japan Racing Association Shimbashi annex

⑹　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A, B, C or D

⑺　Time limit of tender : By 10 : 00　2nd November 2022.

⑻　Contact point for the notice : Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association, 1―1―1 Nishi-shimbashi Minato-ku, Tokyo 105―0003 Japan Tel 03―3591―5251
E-Mail : keiyaku-qa@jra.go.jp

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）「新技術導入促進(I)型」、「技術提案簡易評価型」、「建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

令和４年９月７日

契約担当官

関東地方整備局長　**廣**瀬　昌由

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　Ｒ４圏央道尾羽根川橋上部工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　千葉県成田市芝地先

⑷　工事内容
橋種：鋼５径間連続２主板桁（合成桁）
橋長：270.0m、支間長：51.0＋53.0＋57.0＋57.0＋50.0
工場製作工　約520ｔ、工場製品輸送工　１式、鋼橋架設工　１式、架設工（クレーン架設）　１式、支承工　１式、床版工（合成床版）　約2,700㎡、橋梁現場塗装工　１式、橋梁付属物工　１式、橋梁足場等設置工　１式

⑸　工期　契約締結の翌日から令和６年３月29日まで。

⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約520ｔ

⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」及び「賃上げの実施に関する評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
詳細は、入札説明書による。

⑼　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表―１による。
①　「ワンデーレスポンス」実施工事
②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
③　工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事
④　建設リサイクル法対象工事
⑤　総価契約単価合意方式
⑥　出来高部分払方式
⑦　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事
⑧　「設計審査会」の設置対象工事
⑨　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事
⑩　ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事【発注者指定型】
⑪　工事工程表の開示試行工事
⑫　週休２日制適用工事【発注者指定方式】
⑬　新技術導入促進(I)型
⑭　技術提案簡易評価型
⑮　「生産性向上チャレンジ」の試行工事
⑯　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事
⑰　条件明示チェックリスト開示の試行工事
⑱　監理技術者育成交代モデル工事（試行）
⑲　鋼橋上部工における排水装置工の率計上の試行工事

⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成19年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事であること。
㋑　橋梁形式が下記を除く鋼橋の工事であること。
ａ）３径間以下の鈑桁橋（ただし、連続桁の鋼床板鈑桁橋は施工実績としてよい。）
ｂ）３径間以下の箱桁橋（ただし、連続桁の鋼床板箱桁橋は施工実績としてよい。）
㋒　最大支間長が40m以上の工事であること。
㋓　鋼・コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。
ただし、上記㋐～㋒は同一工事とし、㋓は別工事でもよい。なお、㋓を別工事とする場合は㋐を満たすこと。
また、申請できる同種工事の施工実績は２件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社は上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐の施工実績を有すること。
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。